

平成30年11月定例会

# 議案説明資料 予算に関する説明書

(平成30年度11月補正予算等関係)

## 県土整備部

### トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

また、人役については、表示単位未満四捨五入で表示しており、結果が0.0人役となるものについては、人件費を0としています。

平成30年11月定例会議案説明資料目次

【予算関係】

県土整備部

(一般会計)

議案番号	件名	課名等	頁
議案第1号	平成30年度鳥取県一般会計補正予算(第6号)		
	1 補正予算説明資料	<総括表>	1
		治山砂防課	2
		空港港湾課	3
		<公共事業>	4
	2 歳入歳出事項別明細書		8
	3 節の明細		11
	4 繰越明許費に関する調書		12
	5 債務負担行為に関する調書		19

【予算関係以外】

(議案)

議案番号	件名	課名等	頁
議案第11号	鳥取県港湾管理条例の一部を改正する条例を廃止する条例	空港港湾課	23
議案第32号	公の施設の指定管理者の指定(鳥取県宮境港水産物地方卸売市場及び境漁港)について	空港港湾課	24
議案第33号	公の施設の指定管理者の指定(鳥取県立みなとさかい交流館)について	空港港湾課	28

(報告)

報告番号	件名	課名等	頁
報告第2号	議会の委任による専決処分の報告について		
	(3)損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(平成30年11月15日専決)	道路企画課	32
	(4)損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(平成30年11月15日専決)	道路企画課	33
	(5)損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(平成30年11月15日専決)	道路企画課	34

【公共事業実施地区】

区	分	課名等	頁
翌債(ゼロ県)工事		道路企画課外4	35

平成30年度補正予算説明資料総括表

県土整備部 (単位:千円)

課名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(一般会計)								
治山砂防課	7,804,969	40,000	7,844,969		40,000			
空港港湾課	5,070,655	7,055	5,077,710				7,055	
計	66,663,875	47,055	66,710,930		<17,200> 40,000		7,055	県費負担 24,255

説明			
区分	予算額	主な内容	
一般事業	7,055	境港管理組合負担金	
公共事業	単県公共	40,000	治山事業
	計	40,000	
一般会計計	47,055		

(注)起債欄の上段<>書きは、交付税措置額を除いた金額である。  
 県費負担は、起債欄の<>書きの金額と一般財源の金額を加算した額である。

平成30年度 一般会計補正予算説明資料

6款 農林水産業費  
4項 林業費  
7目 治山費

治山砂防課 (内線7821)  
(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫 支出金	起債	その他	一般財源	
単県斜面崩壊復旧事業 [単県公共事業]	100,000	40,000	140,000		<17,200> 40,000			県費負担 17,200
トータルコスト	100,795	40,000	140,795	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.1人	0.0人	0.1人	—				
工程表の政策目標(指標)	—							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

平成30年台風24号に伴う豪雨により被災し、国庫補助事業及び単県急傾斜地崩壊対策事業の対象とならない斜面崩壊箇所について、復旧対策を実施する市町村へ補助を行うための経費である。

(1) 事業実施箇所 13箇所 C=40,000千円

- ・洞谷地区(鳥取市洞谷) ・早牛地区(鳥取市青谷町早牛) ・桜地区(倉吉市桜)
- ・立見地区(倉吉市立見) ・大杉地区(東伯郡琴浦町大杉) ・山田地区(東伯郡琴浦町山田)
- ・今長地区(西伯郡南部町今長) ・金山地区(西伯郡南部町金山) ・鴨部地区(西伯郡南部町鴨部)
- ・笹畑地区(西伯郡南部町笹畑) ・能竹地区(西伯郡南部町能竹) ・馬佐良地区(西伯郡南部町馬佐良)
- ・早田地区(西伯郡南部町早田)

(2) 事業内容

市町村が実施する崩壊斜面の復旧対策補助を行う。(写真は代表箇所のみ)



鳥取市洞谷



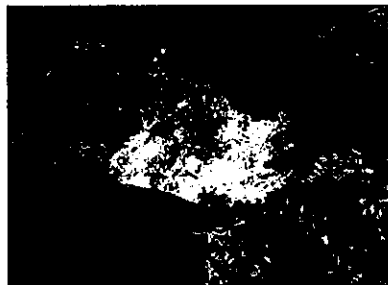
鳥取市青谷町早牛



倉吉市桜



東伯郡琴浦町山田



西伯郡南部町鴨部



西伯郡南部町馬佐良

2 これまでの取組状況、改善点

市町村からの被害の報告を受けて緊急的に現地調査を実施し、注意喚起を図った。

また、能竹地区、鴨部地区、馬佐良地区、今長地区、早田地区、金山地区については、応急対策としてブルーシート等を設置済。

(注) 起債欄の上段< >書きは、交付税措置を除いた額である。

備考欄の県費負担は、起債欄の< >書きの金額と一般財源の金額を加算したものである。

平成30年度 一般会計補正予算説明資料

8款 土木費  
4項 港湾費  
3目 境港管理組合費

空港港湾課 (内線 7380)  
(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
境港管理組合負担金	2,165,743	7,055	2,172,798				7,055	
トータルコスト	2,172,894	7,055	2,179,949	(補正に係る主な内容)				
従事する職員数	0.9人	0.0人	0.9人	事業計画の承認等、負担金通知、収入・支払事務、境港管理組合との調整				
工程表の政策目標(指標)	取扱貨物量の増加 (平成30年度目標: 貨物取扱量530万トン) クルーズ船の誘致 (平成37年目標: 58回寄港)							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

境港管理組合の運営及び港湾施設整備等に要する経費に対する負担金の補正である。

本予算は、本年5月に開催された第2回2019レーザー級世界選手権大会実行委員会で大会期間(2019年6月から7月)等が決定し、その後の大会関係者等との調整を経て、港湾管理者(境港管理組合)が実施する境港公共マリーナの施設改修経費であるが、改修には所用の期間を要するため、来年6月の大会開催までに改修を終えられるよう補正するものである。

2 主な事業内容

(1) 出艇用スロープ・浮棧橋の設置 6,100千円

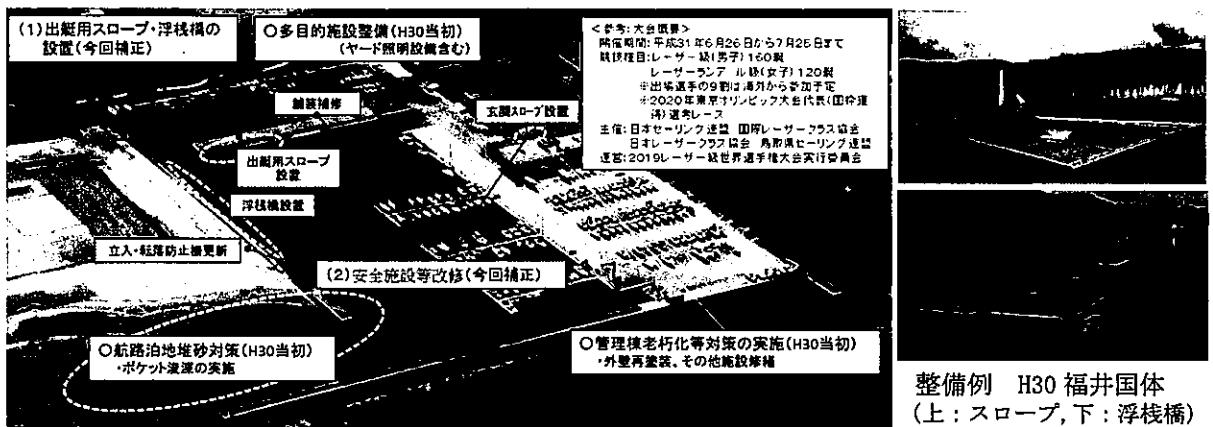
(後年度に起債償還費を負担 事業費 57,100千円 うち管理組合起債 51,000千円)

世界選手権大会を契機に、継続的に同規模大会が開催される見込みであることから、不足している出艇用スロープ、及び浮棧橋を新たに設置する。

(2) 安全施設等改修 955千円

(後年度に起債償還費を負担 事業費 7,955千円 うち管理組合起債 7,000千円)

利用者の利便性や安全面の機能向上を図るため、管理棟玄関のスロープ設置、ヤード内の立入・転落防止柵の更新、舗装改修を行う。



整備例 H30 福井国体  
(上: スロープ, 下: 浮棧橋)

3 これまでの取組状況、改善点

本年度当初予算で以下の対策を実施している。

○多目的施設整備

不足しているトイレに加え、新たにシャワールーム及びドライルームを備えた多目的施設整備とヤード内の照明設備増設を行う。

○マリーナ管理棟老朽化対策

老朽化しているマリーナ管理棟(昭和60年度供用)の外装塗装等の施設改修を行う。

○航路・泊地堆積砂対策

例年実施している維持浚渫に加え、安全な大会運営が可能となるよう、航路・泊地の埋塞を未然に防ぐ、ポケット浚渫を行う。

平成30年度 公共事業補正予算総括表(11月定例会)

予算関係

県土整備部(単位:千円)

事業名	補正前の事業費	補正額	左の財源内訳			補正後の事業費	事業内容の説明 (主な事業箇所)
			国庫支出金	起債	その他		
一般公共事業(A)	27,719,230					27,719,230	
単県公共事業(B)	9,571,333	40,000		<17,200> 40,000		9,611,333	県費負担 17,200千円
計(C)(A+B)	37,290,563	40,000		<17,200> 40,000		37,330,563	県費負担 17,200千円
一般直轄事業(D)	( 26,752,000 ) 5,501,235					( 26,752,000 ) 5,501,235	
合計(E)(C+D)	42,791,798	40,000		<17,200> 40,000		42,831,798	県費負担 17,200千円
災害公共事業	18,700,778					18,700,778	
直轄災害	( 960,960 ) 320,000					( 960,960 ) 320,000	
単独災害復旧事業	281,200					281,200	
小計(F)	19,301,978					19,301,978	
総計(E+F)	62,093,776	40,000		<17,200> 40,000		62,133,776	県費負担 17,200千円

(注)一般公共事業の事業費は、補助事業費及び人件費繰越を含む額である。

一般直轄事業、直轄災害補償の( )書きは事業費である。

起債欄の上段<書きは、交付税措置額を除いた金額である。県費負担は、起債欄の<書きの金額と一般財源の金額を加算した額である。

平成30年度 公共事業補正予算総括表(11月定例会)

予算関係

県土整備部(単位:千円)

事業名	補正前の事業費	補正額	左の財源内訳			補正後の事業費	事業内容の説明 (主な事業箇所)
			国庫支出金	起債	その他		
一般公共事業	27,719,230					27,719,230	
道路橋りょう事業	17,455,296					17,455,296	
街路事業	1,435,556					1,435,556	
河川事業	3,203,271					3,203,271	
海岸事業	219,150					219,150	
ダム事業	355,903					355,903	
砂防事業	3,442,264					3,442,264	
港湾事業	283,737					283,737	
農業農村整備事業							
治山事業	1,011,791					1,011,791	
漁港事業	312,262					312,262	
一般公共事業							

平成30年度 公共事業補正予算総括表(11月定例会)

県土整備部(単位:千円)

予算関係

事業名	補正前の事業費	補正額	左の財源内訳			補正後の事業費	事業内容の説明 (主な事業箇所)
			国庫支出金	起債 <17,200> 40,000	その他		
単県公共事業	9,571,333	40,000				9,611,333	県費負担 17,200千円
道路事業	4,050,884					4,050,884	
河川事業	2,592,008					2,592,008	
ダム事業	162,871					162,871	
海岸事業	302,258					302,258	
砂防事業	1,488,295					1,488,295	
港湾事業	353,520					353,520	
空港事業	70,650					70,650	
土木総務費	250,917					250,917	
治山事業	193,182	40,000		<17,200> 40,000		233,182	早牛地区、鴨部地区外
漁港事業	106,748					106,748	

(注)起債欄の上段<>書きは、交付税措置額を除いた金額である。果費負担は、起債欄の<>書きの金額と一般財源の金額を加算した額である。



平成30年度 公共事業補正予算総括表(11月定例会)

県土整備部(単位:千円)

予算関係

事業	事業名	補正前の事業費	補正額	左の財源内訳			補正後の事業費	事業内容の説明 (主な事業箇所)
				国庫支出金	起債	その他		
一般直轄事業	一般直轄事業	( 26,752,000 )					( 26,752,000 )	
	道	5,501,235					5,501,235	
	路	( 22,300,000 )					( 22,300,000 )	
	河川	4,583,335					4,583,335	
	海	( 2,240,000 )					( 2,240,000 )	
	砂防	445,180					445,180	
	ダム	( 660,000 )					( 660,000 )	
	港湾	114,840					114,840	
	空港	( 1,122,000 )					( 1,122,000 )	
	空	194,480					194,480	
災害公共事業	災害公共事業	18,700,778					18,700,778	
	建設災害復旧事業	16,306,218					16,306,218	
	災害関連緊急砂防事業	300,000					300,000	
	災害復旧事業 特殊調査費	150,000					150,000	
	港湾災害復旧事業	514,560					514,560	
	空港災害復旧事業	50,000					50,000	
	治山災害復旧事業	1,160,000					1,160,000	
	漁港災害復旧事業	220,000					220,000	
	直轄災害	( 960,960 )					( 960,960 )	
	単独災害復旧事業	320,000					320,000	
	単独災害復旧事業	281,200					281,200	
	災害復旧事業調査費	178,600					178,600	
	単独災害復旧事業	57,600					57,600	
	単独災害関連事業	45,000					45,000	
	単独砂防災害復旧事業							

(注)一般直轄事業、直轄災害欄の上段( )書きは事業費である。

平成30年度11月補正予算歳入歳出事項別明細書(県土整備部)

(単位:千円)

款 項 目 節	6款 農林水産業費								
				うち県土整備部			4項 林業費		
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1 報酬	384,690		384,690	2,821		2,821	2,006		2,006
2 給料	2,452,466		2,452,466	126,258		126,258	84,172		84,172
3 職員手当等	1,244,561		1,244,561	63,596		63,596	42,399		42,399
4 共済費	926,623		926,623	45,244		45,244	30,172		30,172
5 災害補償費									
6 恩給及び退職年金									
7 賃金	816		816						
8 報償費	44,415		44,415						
9 旅費	87,063	60	87,123	3,663		3,663	2,763		2,763
費用弁償	5,461		5,461						
普通旅費	74,188	60	74,248	3,663		3,663	2,763		2,763
特別旅費	7,414		7,414						
10 交際費	100		100						
11 需用費	448,285	1,340	449,625	8,883		8,883	3,763		3,763
12 役務費	118,814		118,814	4,025		4,025	3,223		3,223
13 委託料	2,462,607		2,462,607	338,823		338,823	153,250		153,250
14 使用料及び賃借料	122,147		122,147	4,815		4,815	4,247		4,247
15 工事請負費	3,810,975	7,097	3,818,072	843,297		843,297	774,117		774,117
16 原材料費	3,740		3,740						
17 公有財産購入費	5,450		5,450						
18 備品購入費	97,556		97,556	420		420	270		270
19 負担金、補助及び交付金	11,117,860	398,324	11,516,184	208,753	40,000	248,753	100,000	40,000	140,000
20 扶助費									
21 貸付金	432,816		432,816						
22 補償、補填及び賠償金	54,800		54,800	4,800		4,800	4,800		4,800
23 償還金、利子及び割引料	100,468		100,468						
24 投資及び出資金	10		10						
25 積立金	534,909		534,909						
26 寄付金									
27 公課費	368		368						
28 繰出金	191,839	7,200	198,839						
予備費									
計	24,643,178	414,021	25,057,199	1,655,398	40,000	1,695,398	1,205,182	40,000	1,245,182
財源	国庫支出金	7,695,054	7,695,054	591,096		591,096	419,674		419,674
内	地方債	2,306,000	2,353,000	694,000	40,000	734,000	581,000	40,000	621,000
所	その他	3,327,039	3,468,912	10,377		10,377			
訳	一般財源	11,315,085	11,540,233	359,925		359,925	204,508		204,508

平成30年度11月補正予算歳入歳出事項別明細書(県土整備部)

(単位:千円)

節	款 項 目	6款 農林水産業費			8款 土木費					
		うち県土整備部			補正前	補正額	補正後	うち県土整備部		
		4項 林業費								
		7目 治山費								
		補正前	補正額	補正後				補正前	補正額	補正後
1	報酬	2,006		2,006	307,063		307,063	265,443		265,443
2	給料	84,172		84,172	2,035,432		2,035,432	1,794,394		1,794,394
3	職員手当等	42,399		42,399	1,026,671		1,026,671	905,265		905,265
4	共済費	30,172		30,172	769,602		769,602	679,436		679,436
5	災害補償費									
6	恩給及び退職年金									
7	賞金				493		493			
8	報償費				8,074		8,074	7,595		7,595
9	旅費	2,763		2,763	41,485		41,485	35,960		35,960
	費用弁償				2,754		2,754	2,066		2,066
	普通旅費	2,763		2,763	36,499		36,499	32,273		32,273
	特別旅費				2,232		2,232	1,621		1,621
10	交際費				100		100	100		100
11	需用費	3,763		3,763	581,938		581,938	524,362		524,362
12	役務費	3,223		3,223	160,440		160,440	148,225		148,225
13	委託料	153,250		153,250	8,021,478		8,021,478	7,077,697		7,077,697
14	使用料及び賃借料	4,247		4,247	231,944		231,944	215,098		215,098
15	工事請負費	774,117		774,117	23,718,581	5,000	23,723,581	22,497,422		22,497,422
16	原材料費				10,261		10,261	10,261		10,261
17	公有財産購入費				688,214		688,214	686,214		686,214
18	備品購入費	270		270	421,045		421,045	398,370		398,370
19	負担金、補助及び交付金	100,000	40,000	140,000	9,932,767	7,055	9,939,822	8,846,412	7,055	8,853,467
20	扶助費									
21	貸付金				3,183		3,183			
22	補償、補填及び賠償金	4,800		4,800	1,586,460		1,586,460	1,579,308		1,579,308
23	償還金、利子及び割引料				4,000		4,000	4,000		4,000
24	投資及び出資金									
25	積立金				162,835		162,835			
26	寄付金									
27	公課費				8,082		8,082	8,082		8,082
28	繰出金				10,921		10,921			
	予備費									
	計	1,205,182	40,000	1,245,182	49,729,069	12,055	49,741,124	45,683,644	7,055	45,690,699
財源内訳	国庫支出金	419,674		419,674	14,730,250		14,730,250	14,119,289		14,119,289
	地方債	581,000	40,000	621,000	19,916,000		19,916,000	19,329,000		19,329,000
	その他				1,950,915		1,950,915	877,852		877,852
	一般財源	204,508		204,508	13,131,904	12,055	13,143,959	11,357,503	7,055	11,364,558

平成30年度11月補正予算歳入歳出事項別明細書(県土整備部)

(単位:千円)

款 項 目 節	8款 土木費						県土整備部合計		
	うち県土整備部								
	4項 港湾費						補正前	補正額	補正後
	補正前	補正額	補正後	3目 境港管理組合費					
補正前				補正額	補正後				
1 報酬	11,683		11,683				268,578		268,578
2 給料	42,088		42,088				1,970,390		1,970,390
3 職員手当等	21,197		21,197				994,008		994,008
4 共済費	16,808		16,808				742,334		742,334
5 災害補償費									
6 恩給及び退職年金									
7 賞金							1,081		1,081
8 報償費	182		182				7,595		7,595
9 旅費	2,517		2,517				40,980		40,980
費用弁償	211		211				2,133		2,133
普通旅費	2,301		2,301				37,226		37,226
特別旅費	5		5				1,621		1,621
10 交際費							100		100
11 需用費	35,846		35,846				539,063		539,063
12 役務費	6,050		6,050				154,688		154,688
13 委託料	286,934		286,934				8,085,748		8,085,748
14 使用料及び賃借料	25,385		25,385				222,172		222,172
15 工事請負費	574,106		574,106				41,436,410		41,436,410
16 原材料費							10,261		10,261
17 公有財産購入費							701,314		701,314
18 備品購入費	71,879		71,879				398,790		398,790
19 負担金、補助及び交付金	2,698,108	7,055	2,705,161	2,165,743	7,055	2,172,798	9,455,173	47,055	9,502,228
20 扶助費									
21 貸付金									
22 補償、補填及び賠償金	13,000		13,000				1,623,108		1,623,108
23 償還金、利子及び割引料							4,000		4,000
24 投資及び出資金									
25 積立金									
26 寄付金									
27 公課費							8,082		8,082
28 繰出金									
予備費									
計	3,805,779	7,055	3,812,834	2,165,743	7,055	2,172,798	66,663,875	47,055	66,710,930
財源									
国庫支出金	102,378		102,378	29,512		29,512	27,082,675		27,082,675
地方債	555,000		555,000				26,667,000	40,000	26,707,000
その他	89,334		89,334	19,867		19,867	888,242		888,242
一般財源	3,059,067	7,055	3,066,122	2,116,364	7,055	2,123,419	12,025,958	7,055	12,033,013

節 の 明 細

項		目	金額(千円)等
6款	農林水産業費		
	4項	林業費	
		7目 治山費	
		負担金、補助及び交付金	単県斜面崩壊復旧事業費補助金
			40,000
8款	土木費		
	4項	港湾費	
		3目 境港管理組合費	
		負担金、補助及び交付金	境港管理組合負担金
			7,055

# 繰越明許費に関する調査

県土整備部(単位:千円)

【追加分】

款	項	目	事業名	予算額	翌年度繰越額		左の財源内訳			一般財源
					今回申請額	予備金	国庫支出金	起債	その他	
6	農林水産業費	4 林業費	7 治山費	農山村地域整備交付金(山治)	402,000	6,000	3,000	3,000		
6	農林水産業費	5 水産業費	8 漁港建設	水産物供給基盤機能保全事業費	69,720	12,000	6,000	5,000		1,000
6	農林水産業費	5 水産業費	8 漁港建設	漁港施設機能強化事業費	75,000	75,000	37,500	33,000		4,500
8	土木費	2 道路橋りょう費	2 道路橋りょう維持費	防災・安全交付金(事業除)	332,000	13,000	8,060	4,000		940
8	土木費	2 道路橋りょう費	2 道路橋りょう維持費	防災・安全交付金(補修)	3,254,293	420,000	286,440	133,000		560
8	土木費	2 道路橋りょう費	2 道路橋りょう維持費	防災・安全交付金(事業)	384,647	213,800	159,067	54,000		733
8	土木費	2 道路橋りょう費	2 道路橋りょう維持費	通学路安全対策事業費	949,621	82,000	55,924	26,000		76
8	土木費	2 道路橋りょう費	2 道路橋りょう維持費	社会資本整備総合交付金(代行)	42,000	42,000	26,040	13,000	2,100	860
8	土木費	2 道路橋りょう費	3 道路橋りょう新設改良費	社会資本整備総合交付金(国道)	610,000	20,000	13,640	6,000		360
8	土木費	2 道路橋りょう費	3 道路橋りょう新設改良費	社会資本整備総合交付金(県道)	710,242	20,000	12,400	7,000		600
8	土木費	2 道路橋りょう費	3 道路橋りょう新設改良費	社会資本整備総合交付金(広域連携)	569,280	299,080	134,586	164,000		494
8	土木費	2 道路橋りょう費	3 道路橋りょう新設改良費	防災・安全交付金(国道)	1,423,000	250,000	155,000	95,000		
8	土木費	2 道路橋りょう費	3 道路橋りょう新設改良費	防災・安全交付金(県道)	731,105	86,710	53,760	32,000		950
8	土木費	3 河川海岸費	1 河川総務	河川安全・安心対策推進事業(予防)	39,000	35,000		35,000		
8	土木費	3 河川海岸費	1 河川総務	清水川排水機場緊急対策事業費	29,000	21,500		21,000		500
8	土木費	3 河川海岸費	2 河川改良	防災・安全交付金(堰)	355,903	55,000	21,577	32,000	1,056	367
8	土木費	3 河川海岸費	2 河川改良	社会資本整備総合交付金(河川環境)	310,000	150,000	67,500	82,000		500
8	土木費	3 河川海岸費	2 河川改良	河川安全・安心対策推進事業(改修)	378,585	20,000		20,000		
8	土木費	3 河川海岸費	2 河川改良	河川調査	23,829	2,000				2,000

# 繰越明許費に関する調査

県土整備部(単位:千円)

款	項	目	事業名	予算額	翌年度繰越額 今回申請額	左の財源内訳		
						国庫支出金	起債	その他
8 土 木	3 河川海岸費	3 砂防	防災・安全交付金事業費 (通常砂防事業)	1,545,124	221,000	110,500	110,000	500
8 土 木	3 河川海岸費	3 砂防	防災・安全交付金事業費 (火山砂防事業)	276,410	116,690	64,179	52,000	511
8 土 木	3 河川海岸費	3 砂防	防災・安全交付金事業費 (急傾斜地崩壊対策事業)	1,109,969	170,000	80,750	80,000	750
8 土 木	3 河川海岸費	3 砂防	小規模砂防施設新設費	433,998	55,080		55,000	80
8 土 木	3 河川海岸費	3 砂防	単県急傾斜地崩壊対策事業費	533,300	50,000		40,000	10,000
8 土 木	3 河川海岸費	4 海岸保全	防災・安全交付金事業費 (海岸)	188,000	125,000	62,500	62,000	500
8 土 木	4 港湾費	1 港湾管理	港湾維持管理費	325,791	15,000		15,000	
8 土 木	4 港湾費	3 港湾管理組合費	港湾管理組合負担金	20,100	7,055			7,055
11 災害復旧費	2 土木施設 災害復旧費	1 建設災害復旧費	単独災害復旧事業費	401,100	35,000		35,000	
県土整備部 一般会計 合計				15,523,017	2,617,915	1,358,423	1,214,000	23,836

# 繰越明許費に関する調書

【変更分】

款	項	目	事業名	予算額	翌年度繰越額		補正額	左の財源内訳					
					補正前	補正後		国庫支出金	起債	その他	一般財源		
												補正前	補正後
6	農林水産業費	4	山林業費	7	治山費	治山事業費(県土)	430,817	50,000	79,000	29,000	14,500	14,000	500
8	土木費	2	道路橋りょう維持費	2	道路橋りょう維持費	防災・安全交付金事業費(補修)	1,806,929	6,000	250,000	244,000	154,504		89,496
8	土木費	2	道路橋りょう費	3	道路橋りょう改良費	地域高規格道路整備事業費	3,700,000	100,000	256,000	156,000	85,800	70,000	200
8	土木費	3	河川海岸費	2	河川改良費	防災・安全交付金事業費(河川改修)	2,366,425	230,000	412,894	182,894	91,447	91,000	447
11	災害復旧費	1	農林水産施設災害復旧費	4	治山施設等災害復旧費	治山施設等災害関連事業費	930,000	150,000	473,541	323,541	215,690	107,000	851
				県土整備部 一般会計		合計	9,234,171	536,000	1,471,435	935,435	561,941	282,000	91,494

【追加分+変更分】

	予算額	翌年度繰越額		財源内訳				
		既承認額	今回申請額	計	国庫支出金	起債	その他	一般財源
	15,523,017		2,617,915	2,617,915	1,358,423	1,214,000	21,656	23,836
	9,234,171	536,000	935,435	1,471,435	561,941	282,000		91,494
	24,757,188	536,000	3,553,350	4,089,350	1,920,364	1,496,000	21,656	115,330
県土整備部 一般会計 (追加分+変更分)								



平成30年度11月補正(繰越明許費)総括表

事業名	予算額	繰越総額	既承認済額	今回繰越要求額	左の財源内訳			繰越理由の説明
					国庫支出金	起債	その他	
一般公共事業(A)	27,719,230	3,512,774	508,600	3,004,174	1,183,000	11,656	104,844	
道路橋りょう事業	17,455,296	2,075,190	228,600	1,846,590	604,000	2,100	95,269	計画に関する諸条件による
街路事業	1,435,556							
河川事業	3,203,271	562,894	230,000	332,894	173,000		947	計画に関する諸条件による
海岸事業	219,150	125,000		125,000	62,000		500	計画に関する諸条件による
ダム事業	355,903	55,000		55,000	32,000	1,056	367	計画に関する諸条件による
砂防事業	3,442,264	507,690		507,690	242,000	8,500	1,761	計画に関する諸条件による
港湾事業	283,737	15,000		15,000	15,000			
空港整備事業								
農業農村整備事業								
治山事業	1,011,791	85,000	50,000	35,000	17,000		500	計画に関する諸条件による
漁港事業	312,262	87,000		87,000	38,000		5,500	計画に関する諸条件による
道整備交付金事業(広域農道)								
災害公共事業(B)	18,700,778	16,802,414	16,478,873	323,541	107,000		851	計画に関する諸条件による
補助公共事業計(C)(A+B)	46,420,008	20,315,188	16,987,473	3,927,715	1,290,000	11,656	105,695	
道橋公共事業計(D)	5,821,235							
一般県営公共事業(E)	9,611,333	233,580	50,000	183,580	171,000	10,000	2,580	計画に関する諸条件による
道路橋りょう事業	4,050,884	50,000	50,000					
河川事業	2,592,008	78,500		78,500	76,000		2,500	計画に関する諸条件による
ダム事業	162,871							
海岸事業	302,258							
砂防事業	1,488,295	105,080		105,080	95,000	10,000	80	計画に関する諸条件による
空港・港湾事業	424,170							
都市計画事業								
治山事業	233,182							
漁港事業	106,748							
土木総務費	250,917							
単独災害復旧事業(F)	281,200	35,000		35,000	35,000			
県公共事業計(G)(E+F)	9,892,533	288,580	50,000	218,580	206,000	10,000	2,580	
公共事業関係合計(H)(C+D+G)	62,133,776	20,583,768	17,037,473	3,546,295	1,496,000	21,656	108,275	
一般事業(I)	4,577,154	65,267	58,212	7,055			7,055	
県土整備事業	584,009							
技術企画課事業	207,823							
道路企画課事業	436,364							
道路建設課事業	112,658							
河川課事業	234,810							
治山砂防課事業	14,957							
空港港湾課事業	2,972,733	65,267	58,212	7,055			7,055	計画に関する諸条件による
地方機関事業	13,800							
県土整備部計(J)(H+I)	66,710,930	20,649,035	17,095,665	3,553,350	1,496,000	21,656	115,330	

予算関係(繰越明許費)

県土整備部(単位:千円)

繰越理由一覧

技術企画課(単位:千円)

事業名	地区(路線等)名	事業箇所	繰越額	繰越理由
単独災害復旧事業費	県道妙徳寺鹿野線災害復旧工事 外28箇所	鳥取市瀬田蔵外	35,000	災害復旧により行う工事等について、年度内完了が困難なため。

道路企画課(単位:千円)

事業名	地区(路線等)名	事業箇所	繰越額	繰越理由
防災・安全交付金事業費(橋りょう補修)	主要地方道 鳥取鹿野倉吉線	鳥取市 幸町(幸町橋下り線)	55,000	足場設置について、占用物件の撤去交渉に不測の日数を要したため。(約90日間)
"	主要地方道 鳥取鹿野倉吉線	鳥取市 幸町(幸町橋上り線)	45,000	足場設置について、占用物件の撤去交渉に不測の日数を要したため。(約90日間)
"	一般県道 湯山鳥取線	鳥取市 浜坂(砂丘大橋)	90,000	構脚補強工事について、複数のひび割れが発見されたため、その検討及び修正設計に不測の日数を要したため。(約180日間)
"	主要地方道 倉吉江府溝口線	倉吉市 関金町野添(東大山大橋)	50,000	PCBの含有が確認されたことから、塗装剥離工法の検討が必要となり不測の日数を要したため。(約270日間)
"	一般国道 181号	伯耆町 大殿(白雲橋)	50,000	工事実施について、地元関係者との調整と対策の再検討に不測の日数を要した。(約65日間)
"	主要地方道 西伯根雨線	伯耆町 二部~畑池(射矢谷橋)	80,000	電柱の移設について、関係者との調整の結果、不測の日数を要したため。(約60日間)
"	一般国道 183号	日南町 多里(第二多里橋下り線)	50,000	現地調査の結果、再設計が必要となり、それに不測の日数を要したため。(約90日間)
防災・安全交付金事業費(雪害)	一般国道 373号	智頭町 大内	66,900	用地境界の確定作業について、関係者の調整に不測の日数を要したため。(約60日)
"	一般国道 373号	智頭町 毛谷	27,900	用地境界の確定作業について、関係者の調整に不測の日数を要したため。(約60日間)
"	一般国道 373号外	智頭町 郷原	73,000	散水の排水処理について、地元関係者との調整に不測の日数を要したため。(約90日間)
"	一般国道 373号	智頭町 篠坂	6,000	用地境界の確定作業について、関係者の調整に不測の日数を要したため。(約60日間)
"	一般国道 373号	智頭町 智頭	40,000	用地境界の確定作業について、関係者の調整に不測の日数を要したため。(約60日間)
防災・安全交付金事業費(災害防除)	一般県道 大滝白水線	伯耆町 大坂	13,000	用地補償について、用地関係との調整に不測の日数を要したため。(約120日間)
防災・安全交付金事業費(補修)	一般国道 482号	鳥取市 佐治町尾際(岩巻トンネル)	32,000	現地調査について、追加調査が必要となり、この対応に不測の日数を要したため。(約90日間)
"	一般国道 373号	智頭町 駒場	72,000	工事実施に伴う通行規制について、地元との調整に不測の日数を要したため。(約150日間)
"	一般国道 373号	智頭町 福原	80,000	施工方法について、地元関係者との調整に不測の日数を要したため。(約135日間)
"	一般国道 373号	智頭町 福原	40,000	施工方法について、地元関係者との調整に不測の日数を要したため。(約120日間)
"	一般国道 179号	三朝町 木地山(人形トンネル)	20,000	現地調査について、追加調査が必要となり、この対応に不測の日数を要したため。(約90日間)
通学路安全対策事業費	一般県道 河原郡家線	八頭町 堀越	21,000	事業用地の買取について、関係者の調整に不測の日数を要したため。(約30日間)
"	一般県道 赤松淀江線	米子市 淀江町西原	20,000	事業計画について、関係者の調整に不測の日数を要したため。(約60日間)
"	一般県道 松河原名和線	大山町 松河原	41,000	迂回方法について、関係者の調整に不測の日数を要したため。(約60日間)
社会資本整備総合交付金事業費(市町村代行)	町道 中山インター線	大山町 赤坂	42,000	業務委託の現地立ち入りにおいて、関係者の了解に不測の日数を要したため。(約180日間)

道路建設課(単位:千円)

事業名	地区(路線等)名	事業箇所	繰越額	繰越理由
地域高規格道路整備事業費	一般国道 178号	岩美町 陸上~本庄	156,000	軟弱地盤対策として地盤改良が必要となり、その検討及び施工に不測の日数を要したため。(約60日間)
社会資本整備総合交付金事業費(国道改築)	一般国道 181号	伯耆町 吉定~米子市諏訪	20,000	仮設水路の検討にあたり、地元関係者との調整に不測の日数を要したため。(約60日間)
社会資本整備総合交付金事業費(県道改良)	一般県道 麻生国府線	八頭町 福地	20,000	道路計画について、地元関係者との調整に不測の日数を要したため。(約85日間)
社会資本整備総合交付金事業費(広域連携(道路))	一般県道 網代港岩美停車場線	岩美町 田後	140,000	用地交渉について、地権者との調整に不測の日数を要したため。(約115日間)

社会資本整備総合交付金事業費(広域連携(道路))	主要地方道 津山智頭八東線	智頭町 坂原	66,800	借地交渉について、地権者との調整に不測の日数を要したため。(約120日間)
"	主要地方道 智頭勝田線	智頭町 西谷	92,280	下水道の移転先調整に不測の日数を要したため。(約210日間)
防災・安全交付金事業費(国道改築)	一般国道 482号	若桜町 春米~茗荷谷	250,000	トンネル工事において湧水の処理に不測の日数を要したため。(約60日間)
防災・安全交付金事業費(県道改良)	一般県道 御熊白兔線	鳥取市 白兔	26,710	平成30年7月豪雨及び台風7号の被害により、委託先であるJR西日本の業務遂行に不測の日数を要したため。(約180日間)
"	一般県道 境車尾線	米子市 観音寺~車尾	30,000	ボーリング調査について、地権者との調整に不測の日数を要したため。(約180日)
"	一般県道 多里伯太線	日南町 萩原~笠木	30,000	保安林解除に不測の日数を要したため。(約150日)

河川課(単位:千円)

事業名	地区(路線等)名	事業箇所	繰越額	繰越理由
防災・安全交付金事業費(河川改修)	湖山川	鳥取市金沢	28,000	道路排水の流末処理について地元及び関係機関との調整に不測の日数を要したため。(約60日)
"	勝部川	鳥取市青谷町善田	70,000	現地確認の結果、地盤改良について、追加の検討が必要になり、その対策に不測の日数を要したため。(約90日)
"	小松谷川	米子市青木	75,000	用地買収について、地権者との調整に不測の日数を要したため。(約90日)
"	湖山水門	鳥取市賀露町南	9,894	湖山水門の改築について学識経験者と協議を行っているが、その調整に不測の日数を要したため。(約60日)
防災・安全交付金事業費(堰堤改良)	佐治川ダム	鳥取市佐治町尾除	55,000	審判局舎の改修工事にあたり工事中用進入路を借地設置する必要があり、地元地権者調整に不測の日数を要したため。(約60日)
社会資本整備総合交付金事業費(広域連携)	湖山地	鳥取市湖山町南	150,000	護岸整備計画(施工箇所、構造等)について、関係者との調整に不測の日数を要したため。(約60日)
河川安全・安心対策推進事業費(改修)	三徳川	三朝町	20,000	工事の計画について、関係機関との調整に不測の日数を要したため。(約90日)
河川調査費	由良川(流量観測)	北栄町瀬戸	2,000	洪水浸水想定区域図作成を踏まえた流量観測方法の検討に不測の日数を要したため。(約60日)
防災・安全交付金事業費(海岸)	岩美海岸	岩美町清富	65,000	施工ヤードの確保にあたり、他機関との調整に不測の日数を要したため。(約60日)
"	長寿命化計画策定	-	60,000	海岸保全施設維持管理マニュアルの改訂があり、改定後に業務発注を行う必要が生じたため。(約60日)
河川安全・安心対策推進事業費(予防保全)	箇所なし	-	35,000	設計について、現地調査に不測の日数を要したため。(約40日)
清水川排水機場緊急対策事業費	箇所なし	-	21,500	用地買収について、地権者との調整に不測の日数を要したため。(約60日)

治山砂防課(単位:千円)

事業名	地区(路線等)名	事業箇所	繰越額	繰越理由
治山事業費(県土)	赤波地区	鳥取市 用瀬町 赤波	29,000	計画範囲内の立木について、伐採の同意が得られなかったため、計画の變更に不測の日数(約70日)を要したため。
農山漁村地域整備交付金事業費(治山)	美敷地区	鳥取市 国府町 美敷	6,000	計画範囲内に共有地があり、その境界確認及び調整に不測の日数(約90日)を要したため。
防災・安全交付金事業費(通常砂防事業)	宮ノ谷地区	鳥取市 下段	32,000	7、8月の入札不調の結果を踏まえた工事の発注計画に不測の日数(60日)を要したため。
"	金屋下谷川	鳥取市 用瀬町 金屋	30,000	管理用道路の計画について、地元調整に不測の日数(約60日)を要したため。
"	山ノ谷川	鳥取市 用瀬町 別府	23,800	管理用道路の計画について、地元調整に不測の日数(約60日)を要したため。
"	みどり下谷川	倉吉市 みどり町	60,000	運搬路として使用する市道について、市発注の道路工事との工程調整に不測の日数(140日)を要したため。
"	川上川	湯梨浜町 川上	75,200	付替道路に支障となる倉庫の移転について、地権者との調整に不測の日数(約120日)を要したため。
防災・安全交付金事業費(火山砂防事業)	佐陀川	伯耆町 丸山	116,690	堰堤本体の中詰材として利用する現場発生土におけるセメント改良の検討に不測の日数(約60日)を要したため。
防災・安全交付金事業費(急傾斜地崩壊対策事業)	東町B地区	鳥取市 青谷町 青谷	80,000	掘削時に想定した位置に岩盤が確認できなかったため、擁壁の基礎工法の検討に不測の日数(約60日)を要したため。
"	大江A地区	八頭町 大江	50,000	度重なる豪雨の後に掘削後法面から湧水が発生し、その対応に不測の日数(約60日)を要したため。

防災・安全交付金事業費(急傾斜地崩壊対策事業)	藤津2地区	湯梨浜町 藤津	40,000	斜面に点在している転石処理に不測の日数(約70日)を要したため。
小規模砂防新設費	黒川谷川	三朝町 坂本	45,000	工事用道路の計画について、近接する地元関係者との調整に不測の日数(約50日)を要したため。
"	阿弥陀川	大山町 高田	10,080	管理用道路の計画地において、地権者の同意が得られなかったため、計画の修正及び地元調整に不測の日数(約30日)を要したため。
単県急傾斜地崩壊対策事業費	小沢見地区	鳥取市 小沢見	50,000	工事用道路として利用している市道について、近接する地元関係者との調整に不測の日数(約45日)を要したため。
治山施設災害復旧費	三保地区	琴浦町 三保	0	災害復旧により行う工事等について、年度内完了が困難なため。
治山施設等災害関連事業費	吉野地区	鳥取市 国府町 吉野	40,000	災害復旧により行う工事等について、年度内完了が困難なため。
"	赤波1号地区	鳥取市 用瀬町 赤波	27,500	災害復旧により行う工事等について、年度内完了が困難なため。
"	赤波2号地区	鳥取市 用瀬町 赤波	41,400	災害復旧により行う工事等について、年度内完了が困難なため。
"	赤波3号地区	鳥取市 用瀬町 赤波	28,621	災害復旧により行う工事等について、年度内完了が困難なため。
"	赤波4号地区	鳥取市 用瀬町 赤波	30,380	災害復旧により行う工事等について、年度内完了が困難なため。
"	屋住地区	鳥取市 用瀬町 屋住	33,320	災害復旧により行う工事等について、年度内完了が困難なため。
"	下谷地区	三朝町 下谷	20,000	災害復旧により行う工事等について、年度内完了が困難なため。
"	曹源寺地区	三朝町 曹源寺	45,080	災害復旧により行う工事等について、年度内完了が困難なため。
"	境地区	南部町 境	20,000	災害復旧により行う工事等について、年度内完了が困難なため。
"	上萩山地区	日南町 上萩山	37,240	災害復旧により行う工事等について、年度内完了が困難なため。

空港港湾課(単位:千円)

事業名	地区(路線等)名	事業箇所	繰越額	繰越理由
境港管理組合負担金	境港	境港市	7,055	境港管理組合事業の繰越に伴う負担金の繰越である。
水産物供給基盤機能保全事業費	淀江漁港	米子市	12,000	施設の設計業務に必要な土壌調査に不測の日数を要したため。(約90日)
漁港施設機能強化事業費	網代漁港	岩美町	15,000	漁港の利用形態の把握、耐震・耐津波化が必要な施設の選定やその規模などの検討に不足の日数を要したため。(約120日間)
"	泊漁港	湯梨浜町	30,000	漁港の利用形態の把握、耐震・耐津波化が必要な施設の選定やその規模などの検討に不足の日数を要したため。(約120日間)
"	淀江漁港	米子市	30,000	漁港の利用形態の把握、耐震・耐津波化が必要な施設の選定やその規模などの検討に不足の日数を要したため。(約120日間)
港湾維持管理費	米子港	米子市	15,000	極門電動化に伴う配電位置について地元との調整に時間を要したため。(約60日)

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額  
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

県土整備部  
(単位：千円)

事 項	限 度 額	前年度末までの支出（見込）額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳		
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定	財 源	内 訳
						国庫支出金	地方債	一般財源 その他
平成30年度 八頭庁舎警備業務委託	20,392			平成31年度から 平成33年度まで	20,392			20,392
平成30年度 米子駅前工レベータ保守点検業務委託	2,609			平成31年度から 平成33年度まで	2,609			2,609
平成30年度 防災・安全交付金（交通安全）事業費	185,000			平成31年度	185,000	113,775	64,000	7,225
平成30年度 防災・安全交付金（橋りょう補修）事業費	202,100			平成31年度	202,100	136,720	58,000	7,380
平成30年度 防災・安全交付金（雪害）事業費	110,000			平成31年度	110,000	81,180	25,000	3,820
平成30年度 防災・安全交付金（災害防除）事業費	71,000			平成31年度	71,000	43,665	24,000	3,335
平成30年度 防災・安全交付金（補修）事業費	403,700			平成31年度	403,700	267,322		136,378

事 項	限 度 額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
						国庫支出金	地方債	その他	
平成30年度 通学路安全対策事業費	196,000			平成31年度	196,000	132,594	57,000		6,406
平成30年度 社会資本整備総合交付金(国道改築)事業費	80,000			平成31年度	80,000	52,890	23,000		4,110
平成30年度 社会資本整備総合交付金(県道改良)事業費	95,000			平成31年度	95,000	58,425	32,000		4,575
平成30年度 社会資本整備総合交付金(広域連携)事業費	30,000			平成31年度	30,000	13,500	14,000		2,500
平成30年度 防災・安全交付金(国道改築)事業費	275,000			平成31年度	275,000	169,125	95,000		10,875
平成30年度 防災・安全交付金(県道改良)事業費	175,000			平成31年度	175,000	107,625	60,000		7,375
平成30年度 葭津和田町緑橋梁上部工事(P4~P5)	85,000			平成31年度	85,000	57,502	19,000	5,695	2,803
平成30年度 防災・安全交付金(街路)事業費	50,000			平成31年度	50,000	30,750	14,000	3,350	1,900

事業項目	限度額	前年度未までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額			左の財源内配		
		期間	金額	期間	金額	特定財源			
						国庫支出金	地方債	その他	
平成30年度 河川安全・安心対策推進事業費(予防保全)	143,000			平成31年度	143,000		143,000		
平成30年度 河川維持管理費	431,200			平成31年度	431,200		387,000		44,200
平成30年度 河口閉塞対策工事	44,000			平成31年度	44,000				44,000
平成30年度 美しい海辺保全対策事業費	22,000			平成31年度	22,000				22,000
平成30年度 砂防維持修繕費	85,000			平成31年度	85,000		60,000		25,000
平成30年度 防災・安全交付金(通常砂防事業)事業費	361,000			平成31年度	361,000		180,500		19,500
平成30年度 防災・安全交付金(火山砂防事業)事業費	41,000			平成31年度	41,000		22,550		2,450
平成30年度 防災・安全交付金(急傾斜地崩壊対策事業)事業費	166,000			平成31年度	166,000		76,450		8,450
平成30年度 小規模砂防施設新設費	73,000			平成31年度	73,000		69,000		4,000

事 項	限 度 額	前年度未までの支出 (見込) 額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定	財 源			一 般 財 源
							国庫支出金	地方債	その他	
平成30年度 単県急傾斜地崩壊対策事業費	62,000			平成31年度	62,000		55,000	6,200		800
平成30年度 漁港維持管理費	20,000			平成31年度	20,000					20,000
平成30年度 港湾維持管理費	179,000			平成31年度	179,000					179,000



条 例 名 等	鳥取県港湾管理条例の一部を改正する条例を廃止する条例
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 条例の廃止理由 鳥取県港湾管理条例の一部を改正する条例を制定し、平成31年4月1日から鳥取港ポートパークの管理を指定管理者に行わせることとしていたところであるが、指定管理者への応募がなかったため、県が引き続き直営で管理することとし、当該一部改正条例を廃止しようとするものである。</p> <p>2 概 要 (1) 一部改正条例は、廃止する。 (2) 施行期日は、公布の日とする。</p>

<p>条 例 名 等</p>	<p>公の施設の指定管理者の指定（鳥取県営境港水産物地方卸売市場及び境漁港）について</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する公の施設の指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、本議会の議決を求める。</p> <p>2 概 要</p> <p>(1) 公の施設の名称 鳥取県営境港水産物地方卸売市場及び境漁港</p> <p>(2) 指定管理者 境港市昭和町9番地7 境港水産物市場管理株式会社 代表取締役社長 佐々木 六郎</p> <p>(3) 指定の期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで</p> <p>(4) 理由 境港水産物地方卸売市場及び境漁港の管理業務を効果的かつ効率的に行うため、境港水産物市場管理株式会社を指定管理者として指定しようとするものである。</p> <p>(参考) 選定方法：指名</p>

**農林水産部指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会審査報告書**  
**(鳥取県営境港水産物地方卸売市場及び境漁港)**

農林水産部指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会（以下「審査・運営評価委員会」という。）として、次のとおり鳥取県営境港水産物地方卸売市場及び境漁港の指定管理候補者を鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（以下「指定手続条例」という。）第6条第2項の規定により、同条例第5条の基準に基づいて審査・選定した。

**1 指定管理候補者（指名指定）**

境港水産物市場管理株式会社（境港市昭和町9番地7） 代表取締役社長 佐々木 六郎

**2 指定期間**

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで（5年間）

**3 指定管理料の額**

756,437,000円（債務負担行為額 756,437,000円）

[参考] 単年度指定管理料の額

年度	鳥取県営境港水産物地方卸売市場	境漁港
平成31年度	142,978,000円	7,207,000円
平成32年度	144,290,000円	7,273,000円
平成33年度	144,290,000円	7,273,000円
平成34年度	144,290,000円	7,273,000円
平成35年度	144,290,000円	7,273,000円

**4 選定理由**

鳥取県営境港水産物地方卸売市場及び境漁港の指定管理について上記の団体を指名し、審査・運営評価委員会において指定手続条例第5条の基準に基づき総合的に審査した結果、市場業務に精通しており、現在、県が行っている高度衛生管理型市場・漁港の整備状況に応じて、関係機関・関係者と連携した適切な管理運営を行うことができることから、上記の団体を指定管理者として適当であると認めた。

**5 審査委員会の経緯**

**(1) 審査委員**

氏名	所属等
小畑 正一（委員長）	鳥取県農林水産部水産振興局長
北野 岳之（副委員長）	北野岳之税理士事務所税理士
戸苅 丈仁	鳥取環境大学環境学部環境学科講師
足立 明美	境港商工会議所女性会副会長
手島 加世	一般社団法人境港水産振興協会境港お魚ガイド

**(2) 開催経緯**

- ア 第1回審査委員会：平成30年6月13日  
境港水産物地方卸売市場及び境漁港の概要説明、審査要項・審査項目等の審議
- イ 第2回審査委員会：平成30年10月16日  
面接審査の実施後、採点及び採点結果の審議、指定管理候補者の選定

(3) 選定基準

	選定基準	審査項目	配点
1	施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること (指定手続条例第5条第1号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>管理運営の基本的な考え方の適合性</li> <li>施設設置目的の理解</li> <li>指定管理者を希望する理由</li> <li>管理運営の方針</li> </ul> ※平等な利用が確保できないと認められる場合は失格	必須  配点なし
2	施設の効用を最大限に発揮させるものであること (指定手続条例第5条第2号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設設備の維持管理の基準</li> <li>業務の外部委託</li> <li>事故・事件の防止措置と緊急時の対応</li> <li>個人情報保護等への対応</li> <li>利用者等の要望の把握及び対応方針</li> </ul>	4 5
3	管理に係る経費の効率化が図られるものであること (指定手続条例第5条第2号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>収支計画及び見積内容の妥当性</li> </ul>	1 5
4	管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること (指定手続条例第5条第3号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>法人等の財政基盤、経営基盤</li> <li>組織及び職員の配置等</li> <li>関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況</li> <li>法人等の社会的責任の遂行状況</li> <li>障がい者雇用</li> <li>男女共同参画推進企業の認定</li> <li>ISO14001・TEAS I種規格等の認証</li> <li>当該施設の管理運営状況の実績評価</li> </ul>	3 5
5	その他 (指定手続条例第5条第4号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>ネーミングライツに係る提案</li> </ul>	5

(4) 審査結果

審査基準	配点	境港水産物市場管理株式会社	委員からの主な意見等
1	適/不適	適	施設の平等な利用を確保できるものである。
2	4 5	3 4. 8	<ul style="list-style-type: none"> <li>○高度衛生管理型市場としての供用開始に向けて、県や市場関係者と協議して策定する高度衛生管理マニュアルに基づく管理運営が行われるものと認められる。</li> <li>○設備を予防保全的に管理する経験とノウハウを持っている。</li> <li>○緊急時には、海上保安庁や境港管理組合とも連携した適切な対応が図られるものと認められる。</li> </ul>
3	1 5	1 1. 8	○外部委託を複数年のまとめ発注とするなどコスト削減意識を持っている一方で、市場が新しくなることに伴う必要な支出を県と連携して適切に行うことにより、施設利用者の期待に応えようとしている。
4	3 5	2 6. 2	<ul style="list-style-type: none"> <li>○卸売業者3社で設立した会社であり、職員も市場業務に精通しており、経験もある。</li> <li>○市場関係者や漁業者の意見・要望を取り入れながら管理運営できる体制が確保されている。</li> </ul>
5	5	0. 0	○ネーミングライツに係る提案はない。
合計	1 0 0	7 2. 8	

※点数は出席委員4名の平均

## 6 指定管理候補者の事業計画の概要

### (1) 管理運営の基本的な考え方

- 市場関係者が、安全かつ衛生的、機能的な環境の下で活動できるよう施設の適切な管理運営を図るとともに、部外者進入禁止・小売行為禁止など条例上の規制や自主的ルールの遵守の徹底が図られるよう管理運営する。
- 水揚げ岸壁及び休憩用岸壁の適切な管理、係船の適切な運用調整等を図り、漁業者の利用に支障がないよう管理運営する。

### (2) 施設の設置目的に沿った業務の内容

- 鳥取県境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例に規定された利用の許可、施設使用料の徴収、県への収納業務及び施設設備の維持管理業務を行う。
- 鳥取県漁港管理条例に基づく施設の維持管理業務を行う。
- 現在、高度衛生管理型市場・漁港として整備中であることから、新たな施設設備の内容や工事の進捗状況を踏まえて、利用者の安全・安心、満足度の向上に全力を注いでいく。
- 高度衛生管理型市場としての供用開始に向けて、現在、市場利用協議会で策定中の高度衛生管理マニュアルの遵守が図られるよう管理運営する。

### (3) 開場時間・休場日

- 開場時間：午前4時から午後7時まで
- 休場日：毎週日曜日、1月1日から1月4日まで、8月14日から8月16日まで、その他開設者が必要と認めた日

### (4) 事故・事件の防止措置と緊急時の対応等

- 日常の巡視において施設設備に不具合がないかチェックリストを用いて点検するとともに、利用者の声に耳を傾けながら予防保全を迅速に行うことで、トラブルを未然防止する。
- 大型クルーズ旅客船の寄港の増加に対応し、境港管理組合等と連携した漁業者の海上事故の未然防止に努める。
- 災害・事故発生時には、災害・防災マニュアルや消防計画等に基づき、県や海上保安庁等との連絡体制を確保しつつ、利用者の避難、誘導、安全確保等を図る。

### (5) 施設利用の要望の把握、利用促進の考え方

- 日常的に市場関係者と情報交換して状況把握に努め、取り得る対策を迅速に実行するとともに、指定管理者として対応が困難な場合は、速やかに県と協議する。

### (6) 組織及び職員の配置等

- 常勤職員：専務取締役、業務部長、設備部長、事務職員1名、監視員6名の計10名
- 非常勤職員：代表取締役社長、代表取締役2名、取締役3名、監査役3名の計9名

条 例 名 等	公の施設の指定管理者の指定（鳥取県立みなとさかい交流館）について
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由          地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する公の施設の指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、本議会の議決を求める。</p> <p>2 概 要</p> <p>(1) 公の施設の名称          鳥取県立みなとさかい交流館</p> <p>(2) 指定管理者          境港市大正町215番地          境港管理組合          管理者 平井 伸治</p> <p>(3) 指定の期間          平成31年4月1日から平成36年3月31日まで</p> <p>(4) 理由          みなとさかい交流館の管理業務を効果的かつ効率的に行うため、境港管理組合を指定管理者として指定しようとするものである。</p> <p>(参考) 選定方法：指名</p>

**鳥取県県土整備部指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会報告書**  
(鳥取県立みなとさかい交流館)

平成30年10月16日

鳥取県県土整備部指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会（以下「審査委員会」という。）として、次のとおり鳥取県立みなとさかい交流館（以下「交流館」という。）の指定管理候補者を鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第6条第2項の規定により、同条例第5条の基準に基づいて審査・選定した。

**1 指定管理候補者（指名指定）**

境港管理組合 管理者 平井 伸治（鳥取県境港市大正町215番地）

**2 指定期間**

平成31年4月1日から5年間

**3 指定管理料の額**

210,861,000円（債務負担行為額210,861,000円）

〔参考〕単年度指定管理料の額 2019年度 41,865,000円

2020年度以降 42,249,000円

※2019年10月実施予定の消費増税分を加味しているため。

**4 審査結果**

境港管理組合を指名し、審査委員会において審査基準に基づき総合的に審査した結果、指定管理候補者として適当であると認められた。

**5 審査の経緯**

境港管理組合から提出された事業計画書等の審査や面接を実施し、あらかじめ定めた審査項目ごとに各審査基準を満たしているか審査した。

**(1) 審査委員**

氏名	所属等
川崎 紘宗（委員長）	公立鳥取環境大学経営学部経営学科 准教授
池淵 靖	税理士法人クレール 代表社員税理士
足立 光枝	上道町婦人会 会長
酒井 美智子	境港商工会議所女性会 副会長
谷 和敏（副委員長）	鳥取県県土整備部 次長

**(2) 開催経緯**

ア 第1回審査委員会（平成30年6月6日（水））

・交流館の概要説明、審査要項等の審議

イ 第2回審査委員会（平成30年10月16日（火））

・面接審査後、審査基準に照らした審議

## (3) 審査基準

	審査基準	審査項目	配点
1	施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (指定手続条例第5条第1号)	・管理の基本的な考え方の適合性 施設設置目的の理解 指定管理者を希望する理由 管理運営の方針	不適正な場合は失格
2	施設の効用を最大限に発揮させるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	・施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容(サービス向上策、利用促進策等) ・管理の基準 開館時間、休館日、利用料金等の設定 個人情報保護、情報の公開 ・施設設備の維持及び衛生管理の水準 ・事故・事件の防止措置、緊急時の対応 ・利用者等の要望の把握	65点
3	管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	・収支計画及び見積内容	16点
4	管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (指定手続条例第5条第3号)	・財政基盤、経営基盤 ・組織及び職員の配置等 ・法人等の社会的責任の遂行状況(障がい者雇用、ISO・TEASの認証) ・管理運営状況の実績評価	15点
5	その他	・ネーミングライツに係る提案の有無	4点

## (4) 審査結果

審査基準 (配点)	審査結果 (平均点)	主な意見
1 (適/不適)	適 (必須項目)	・管理運営の基本的な考え方は適切である。 ・施設や施設の設置目的をよく理解している。
2 (65点)	適 (47.0点)	・施設のサービスについて工夫を感じた。 ・緊急時の対応訓練も良くなされている。 ・会議室のPRを更に工夫して行っていただき、利用者増に繋げて欲しい。会議室の利用促進のためにDM発送の増加も一考。 ・会議室、展示室の利用時間等、利用者との協議により柔軟に対応する提案等は評価する。 ・会議室の利用料金の増額の提案は近隣施設の状況も調査しており、適当な金額である。 ・少しずつでも展示品のリニューアルを検討して欲しい。
3 (16点)	適 (9.3点)	・収支計画は適切である。
4 (15点)	適 (7.2点)	・財政基盤、経営基盤が安定している。
5 (4点)	— (0点)	・ネーミングライツの提案なし。
総合評価 (100点)	適 (63.5点)	・交流館の指定管理者候補者として、全員一致で適当であると認める。

(注) 点数は、委員5名の平均値である。



## 6 指定管理候補者の事業計画の概要

### (1) 開館時間・休館日

区 分	開 館 時 間	休 館 日
2階 展示室	午前8時30分から午後5時まで ※イベント等で遅くまで利用者が 見込まれる場合などは柔軟に対応。	12月29日～1月3日
3階 会議室	午前8時30分から午後5時まで	12月29日～1月3日 ※土曜日、日曜日、休日については 利用者と協議し、柔軟に対応。

### (2) 利用料金

区 分	利 用 料 金
会議室	30分当たり500円 (30分未満の場合は30分として計算する。)

### (3) サービス向上と利用促進の取組

- ・快適な利用環境を整えることはもとより、会議室の存在を知ってもらうこと、交通の便が良いこと等をPRし、より多くの方に利用していただけるよう努める。  
また、土曜日、日曜日、休日の利用についても利用者のニーズを踏まえ、柔軟に対応する。
- ・2階展示ホールについて、「境港のコーナー」、「山陰の観光情報コーナー」、「まんが王国とっとりPRコーナー」など、その都度展示内容を変更しながら利用促進を図る。
- ・展示ホールを展示・発表の場として開放し、広く利用して頂く。
- ・外部団体にも協力を求め、ミニイベントを頻繁に開催する。

### (4) 経費節減のための取組

- ・業務委託を5年間の複数年契約で行い、コスト縮減に努める。
- ・冷暖房温度は環境に配慮した適切な庁舎管理を徹底し、県の温度管理を参考にした上で、利用者の理解と協力が得られる範囲で利用状況に応じて設定を手動で行うなど、きめ細かな対応を行う。
- ・照明等について、交流館全体で省エネ対応機種への転換、時間外における不要な場所の消灯、防犯等に支障のない範囲で消灯等の対策を講ずる。

件名	議会の委任による専決処分の報告について (3) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (平成30年11月15日専決)
提出理由及び概要	<p>1 提出理由          法律上県の義務に属する県有施設の管理の瑕疵による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、平成30年11月15日専決処分をしたので、本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要          (1) 和解の相手方          米子市 個人</p> <p>(2) 和解の要旨          県側の過失割合を4割とし、県は、損害賠償金83,289円を支払うものとする。</p> <p>(3) 事故の概要          ア 事故発生年月日          平成30年4月4日 午前0時頃</p> <p>イ 事故発生場所          西伯郡江府町大字江尾地内</p> <p>ウ 事故の状況          和解の相手方が、一般国道181号を普通乗用自動車で行中、沿道の斜面から路上に落下していた石に乗り上げ、同車両が破損したものである。</p>

<p>件名</p>	<p>議会の委任による専決処分の報告について                  (4) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について                  (平成30年11月15日専決)</p>
<p>提出理由及び概要</p>	<p>1 提出理由                  法律上県の義務に属する県有施設の管理の瑕疵による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、平成30年11月15日専決処分をしたので、本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要                  (1) 和解の相手方                  甲 鳥取市 個人                  乙 鳥取市河原町徳吉316-1                  ヤマト運輸株式会社 鳥取八頭支店 支店長 田原 直人</p> <p>(2) 和解の要旨                  県側の過失割合を10割とし、県は、乙に損害賠償金29,776円を支払うものとする。</p> <p>(3) 事故の概要                  ア 事故発生年月日                  平成30年6月23日 午前11時50分頃</p> <p>イ 事故発生場所                  八頭郡智頭町大字市瀬地内</p> <p>ウ 事故の状況                  和解の相手方甲が、主要地方道智頭用瀬線を和解の相手方乙所有の普通乗用自動車で行中、沿道の斜面から落下してきた石が当たり、同車両が破損したものである。</p>

<p>件名</p>	<p>議会の委任による専決処分の報告について                  (5) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について                  (平成30年11月15日専決)</p>
<p>提出理由及び概要</p>	<p>1 提出理由                  法律上県の義務に属する県有施設の管理の瑕疵による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、平成30年11月15日専決処分をしたので、本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要                  (1) 和解の相手方                  倉吉市 個人</p> <p>(2) 和解の要旨                  県側の過失割合を7割とし、県は、損害賠償金180,154円を支払うものとする。</p> <p>(3) 事故の概要                  ア 事故発生年月日                  平成30年7月6日 午前8時00分頃</p> <p>イ 事故発生場所                  倉吉市大沢地内</p> <p>ウ 事故の状況                  和解の相手方が、一般県道倉吉東伯線を普通乗用自動車で行中、路面の陥没した部分にはまり、同車両が破損したものである。</p>

## 翌償(ゼロ県)工事 予定箇所一覧表

【ゼロ県】早期に事業着手し事業効果の発現を図る必要があること等により、下記事業を予定。

	事業名	地区(路線等)名	事業箇所	金額 (千円)	工事内容
一般 公共 事業	防災・安全交付金(交通安全)	一般国道431号 外	米子市夜見町 境港市新屋町 外	185,000	サイクリングロード整備 外
	防災・安全交付金(構 りょう補修)	一般国道181号(漢河原橋) 外	日野町根雨 外	202,100	橋梁補修 外
	防災・安全交付金(雪 害)	一般国道482号(栃原工区) 外	鳥取市佐治町栃原 外	110,000	雪崩防止柵設置
	防災・安全交付金(災 害防除)	一般国道179号(曹源寺工 区) 外	三朝町曹源寺 外	71,000	落石防護柵工 外
	防災・安全交付金(補 修)	一般国道181号(四十曲ト ネル)外	日野町板井原 外	403,700	トンネル修繕 外
	通学路安全対策事業	主要地方道淀江岸本線 外	米子市尾高 外	196,000	歩道整備
	社会資本整備総合交 付金(国道改築)	一般国道181号(岸本バイバ ス) 外	米子市諏訪 伯耆町吉定	80,000	改良工事 外
	社会資本整備総合交 付金(県道改良)	一般県道拙小屋曳田線 外	鳥取市 河原町天神原~曳田 外	95,000	改良工事
	社会資本整備総合交 付金(広域運携(道 路))	一般国道482号	鳥取市 佐治町森坪	30,000	改良工事
	防災・安全交付金(国 道改築)	一般国道482号 外	若桜町 春米~若荷谷 外	275,000	改良工事 外
	防災・安全交付金(県 道改良)	主要地方道横田多里線 外	日南町上萩山 外	175,000	改良工事
	防災・安全交付金(街 路)	上井羽合線	倉吉市上井	50,000	改良工事
	防災・安全交付金(通 常砂防事業)	武玉谷川 外	伯耆町福島 外	361,000	堰堤工 外
	防災・安全交付金(火 山砂防事業)	西原 iii	米子市淀江町西原	41,000	堰堤工
	防災・安全交付金(急 傾斜地崩壊対策事業)	富枝地区 外	八頭町富枝 外	166,000	法面工 外
	小 計		2,440,800		
単 県 公 共 事 業	河川安全・安心対策推 進事業(予防保全)	日野川 外	江府町武庫 外	143,000	維持修繕
	河川維持管理費	蒲生川 外	岩美町恩地 外	431,200	河床掘削、河川伐開・伐木、堤防除草
	サンドリサイクル推進事 業	塩見川 外	鳥取市福部町岩戸 外	44,000	河口浚渫、海上養浜
	美しい海辺保全対策事 業(瑞風・ジオパーク関 連)	岩美海岸(陸上地区)外	岩美町陸上 外	22,000	陸上養浜、浜崖対策
	砂防維持修繕費	県内全域	-	85,000	砂防・急傾斜施設修繕、河床掘削、雑木伐開
	小規模砂防施設新設 費	大瀬谷川 外	三朝町大瀬 外	73,000	溪流保全工
	単県急傾斜地崩壊対 策事業	高山A地区 外	鳥取市佐治町高山 外	62,000	法粹工 外
	漁港維持管理費	淀江漁港 外	米子市淀江 外	20,000	航路・泊地の浚渫
	港湾維持管理費	鳥取港 外	鳥取市港町 外	179,000	航路・泊地の浚渫、海岸道路土砂撤去
	小 計		1,059,200		
合 計				3,500,000	

